

## －N I S A口座をお持ちのお客様へ－ 個人番号（マイナンバー） お届出のお願い

このご案内は、平成26年から平成27年までにN I S A口座を開設され、かつマイナンバーをご提供いただけていないお客様へのお知らせです。該当のお客様には、**当行よりダイレクトメールを送付させていただきます。**

### お願い

平成30年以降もN I S A口座を継続利用されるお客様は、必要書類をお持ちのうえ、最寄りの営業店窓口までご来店ください。

- ◆N I S A口座を平成30年以降もご利用になるには、N I S A口座を開設している金融機関へ個人番号（マイナンバー）をお届出いただくことが必要です。  
※平成28年度税制改正の内容にもとづく対応となります。
- ◆N I S A口座をお持ちのお客様で個人番号（マイナンバー）をお届出いただけない場合、平成30年以降の非課税投資枠が自動設定されず、平成30年以降、N I S A口座で新規のご購入を行うことができなくなります。また、N I S A口座で「投信つみたて」や「分配金再投資」をご利用中のお客様は、自動的に課税口座（特定口座・一般口座）でのご購入となります。
- ◆平成30年以降、N I S A口座で新規のご購入を行うには平成29年9月末までに個人番号（マイナンバー）登録の完了が必要です。ただし、一度N I S A口座がご利用できなくなった後でも、平成29年10月以降に個人番号（マイナンバー）をお届出のうえN I S A口座を再度お申出いただければ、平成30年以降の非課税投資枠を設定することが可能です。

### 個人番号（マイナンバー）の届出方法

#### ■必要書類（お持ちいただくもの）

#### ①個人番号（マイナンバー）が確認できる次のいずれかの書類

- 個人番号カード ●通知カード
- 住民票の写し ●住民票記載事項証明書（個人番号の記載があるものに限りです）

#### ②当行よりお送りしたダイレクトメール

#### ③本人確認書類（ダイレクトメールをお持ちいただけない場合は、必要になります）

- 運転免許証 ●運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付分）
- パスポート ●療育手帳 ●在留カード ●特別永住者証明書
- 各種健康保険証 ●年金手帳 ●児童扶養手当証書 ●特別児童扶養手当証書
- 印鑑証明書

上記①が「通知カード」で、「③本人確認書類」が次の書類となる場合は、次の書類から2種類お持ちください。

各種健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、印鑑証明書

#### ■ご本人以外がご来店される場合

代理権確認書類（戸籍謄本等）と代理人様の本人確認書類もお持ちください。

- 平成 28 年以降に N I S A 口座の開設や住所変更手続により、すでにマイナンバーをご提出いただいている場合は、再度ご提出いただく必要はございません。
- 平成 29 年までに N I S A 口座で買付けられた残高については、買付けられた年から最長 5 年間、非課税期間が適用されます。当該残高については、平成 30 年以降の N I S A 口座の開設がなくても、非課税期間内であれば非課税での売却が可能です。